

償却資産について

I 償却資産とは

固定資産税でいう償却資産は、会社や個人で事業を営む方が、その事業のために使用している、土地・家屋以外の機械・器具・備品などの「事業用有形固定資産」をいい、法人税法または所得税法（以下「法人税法等」という。）の規定により減価償却額（減価償却費）が損金（必要経費）に算入することができる資産です。

※現実に減価償却を行ってない資産であっても、減価償却が可能な資産であれば対象となります。

（例）ミシンを家庭用として使われている場合・・・課税対象となりません

ミシンを事業用として使用されている場合（縫製工場等）

・・・固定資産税（償却資産）として課税対象

事業とは？

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであり、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。

（利益がない事業であっても、上記にあてはまれば「償却資産」となります。）

II 償却資産の申告について

償却資産の所有者は1月1日現在で所有している償却資産について、1月31日までに償却資産所在地の市町村長に申告しなければなりません。（地方税法第383条）

1 申告していただく方

- （1） 令和5年1月1日現在、償却資産を湯梨浜町内に所有しておられる方
- （2） 償却資産を他に賃貸されている方
- （3） 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- （4） 償却資産の所有者が分からない場合は、使用されている方
- （5） 償却資産を共同で所有されている方

2 申告の対象となる資産（令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産）

- （1） 取得価額または製造価額が20万円以上のもの。ただし、20万円未満でも対象になる資産もあります。
- （2） 遊休資産（現に移動していないが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- （3） 他の事業所に貸付けられている資産（リース資産）
- （4） 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- （5） 償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却を終えた資産であっても、現在事業で使用しているもの。）
- （6） 移動性資産で、1月1日現在湯梨浜町に所在している資産

- (7) 資産台帳に計上されないで、簿外資産として取扱われている資産
- (8) 資産の価値を増加する改良費（償却資産の価額を増加、又は使用可能期間を延長させるために、追加的に支出される費用のこと）
- (9) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず、償却資産に該当します。）

償却資産の種類

償却資産は、次の6種類に区分されます。

種 類		資 産 の 例 示
1	構 築 物	簡易な物置、煙突、貯水池、舗装路面、側溝、ネオン塔、広告塔、庭園、フェンス、自転車置場、看板、電気・ガス機器、アスファルト舗装、外灯、ハウス など
	建物附属設備 (建築設備)	受変電設備、給排水設備（屋外）、その他建築設備、内装など 建築設備のうち償却資産として扱うもの
2	機 械 及 び 装 置	土木機械、建設機械、製造機械、食器洗浄機、電気機械、洗濯設備、動力設備、冷凍設備、運搬設備、電気業用設備、ボイラー、放送設備その他の機械装置等 農作業用器具（耕運機等） など
3	船 船	漁船、釣船、貸しボート、モーターボート、曳船 など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車 両 及 び 運 搬 具	運搬車、自転車、リヤカー、荷車 など ※1 (ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く。)
6	工 具、器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、応接セット、テレビ、看板、陳列ケース、医療機器、旅館・理美容・喫茶店・酒場の備品、業務用備品、パソコン、コピー機、エアコン、レジスター、自動販売機、その他特殊設備 など

※1 一定の条件を満たす農耕作業用トレーラ（堆肥散布機、薬剤散布機、集草機、運搬用トレーラなど）はこれまで償却資産として固定資産税の課税対象でしたが、令和3年度から軽自動車税の課税対象となりました。該当する農耕作業用トレーラをお持ちの方は、軽自動車税の申告をお願いします。

建物附属設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

建物の附属設備で償却資産の対象となる資産については、下の表の例示を参考にしてください。

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備		自家用発電設備、受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産または業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤	ネオンサイン、投光器、スポット

	から内側の配線・配管	ライト、家屋と分離している屋外照明設備
電話設備	配線等	電話機、交換機等の装置・器具類
消火装置	屋内消火栓設備、スプリンクラー	
中央監視装置		中央監視装置
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産または業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工業用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度のもの

(注) 上記はあくまで参考であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

また、「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている」ことに特に留意してください。

3 申告の必要のない資産

次の資産は償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 耐用年数が1年未満の資産
- (2) 取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(小額償却資産)
- (3) 取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括償却するもの(一括償却資産)
- (4) 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの(大型特殊自動車は申告対象です)。
- (5) 家屋として固定資産税の対象になるもの。
- (6) 無形固定資産(ソフトウェア、特許権、漁業権、実用新案権等)
- (7) 生物(果樹の樹等。ただし、観賞用、興行用に供するものを除く。)

※ただし、(2)(3)の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税対象となります。

Ⅲ 償却資産に対する課税

1 評価額の決定

償却資産の評価額は、各資産の取得価額及びその資産の耐用年数に係る減価率を基に計算した評価額の合計となります。

【評価額の計算方法】

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額× $\frac{(1-\text{減価率})}{2}$ 減価残存率 P4~5の表	前年度評価額× $(1-\text{減価率})$ 減価残存率 P4~5の表

※ 減価率・・・資産の価値が時の経過により減少する率。減価償却資産の耐用年数等に関する省令（大蔵省令）に掲げられている耐用年数に応じて定められています。

【計算例】

パソコン1台 取得年月：令和4年5月 取得価額：200,000円
 耐用年数：4年 減価率：0.438
 減価残存率 前年中 0.781 前年前 0.562

	評 価 額	
初年度(令和5年度)	200,000×0.781=156,200	
2年目(令和6年度)	156,200×0.562=87,784	
3年目(令和7年度)	87,784×0.562=49,334	
4年目(令和8年度)	49,334×0.562=27,725	
5年目(令和9年度)	27,725×0.562=15,581	
6年目(令和10年度)	200,000×0.05 =10,000	※1
7年目(令和11年度)	200,000×0.05=10,000	※2

※1 上記の計算により計算した額が取得価額の100分の5に相当する額を下回る場合は、取得価額の100分の5に相当する額が評価額となります。

※2 耐用年数（上記例では4年）を過ぎても、取得価額の100分の5になるまでは減価し続け、その資産が事業用に供されている限り、取得価額の100分の5で引き続き評価されます。

※3 消費税等の取扱いについては、法人税法等において税込処理をしている場合は税込価額を、税抜処理をしている場合は税抜価額を、それぞれ取得価額としてください。

※4 耐用年数省令の改正で耐用年数を変更した資産について

平成20年度税制改正において、機械及び装置を中心に耐用年数が見直されました。平成21年度より改正後の耐用年数を適用しています。平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。

資産の取得時に遡って耐用年数を改正することはありません。

表 耐用年数に応ずる減価率表・減価残存率表

耐用年数	減価率 (α)	取得時期		耐用年数	減価率 (α)	取得時期	
		前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)			前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928

7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

2 課税標準額

上記の計算を資産一品ごとに行い、各資産の評価額をそれぞれ合計した額が課税標準額になります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(例) 内航船舶・・・特例により、課税標準は評価額の1/2

3 国税との主な違いについて

項 目	固定資産税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)	国税(法人税・所得税)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	定率法(国税の旧定率法)	建物以外は定率法・定額法の選択
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価(一部合算も可)

4 税率及び免税点

固定資産税の税率は課税標準額の1.4%です。 → 課税標準額×1.4%=税額

ただし、課税標準の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。なお、免税点の判定は湯梨浜町で行いますので、償却資産の多少にかかわらず申告は必要です。

IV 町税の電子申告のご利用について

湯梨浜町では、地方税ポータルシステム(eLTAX：エルタックス)を利用し、インターネットによる町税の電子申告等のサービスを開始しています。

eLTAX をご利用いただくことで、自宅や事務所等からも申告等が可能となります。

ご利用できる税目や手続き

税 目	手 続
個人町県民税	【申告】 給与支払報告書・公的年金支払報告書の提出 (申請) 特別徴収にかかる給与所得者異動届出 特別徴収義務者の新規・異動の届出
法人町民税	【申告】 確定申告、予定申告、修正申告など (申請) 法人の設立・設置届、異動届など
固定資産税 (償却資産)	【申告】 償却資産全資産申告、増・減資産申告、修正申告

◇ eLTAX についての詳しい内容や手続きなどについては、eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。【eLTAX 電話：0570-081459】